

当日配布資料 1

令和5年度第3回社会福祉審議会 ＜審議事項エ及びオ＞

令和6年2月

目 次

- (1) 審議事項工 次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）の優先順位設定基準について . . . P 1
- (2) 審議事項才 次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）（令和6年度当初分）の国庫補助協議について
 - ・ 本体資料 . . . P 3
 - ・ 参考資料（平面図） . . . P 4

審議事項工

次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）の優先順位設定基準について

子育て王国課

令和6年度当初における次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）の国庫補助協議に当たり、その優先順位を決定するための基準について、審議をお願いします。

【優先順位決定基準】

- ・本交付金については、こども家庭庁の方針により、令和6年度当初分より、障害児施設等以外の児童福祉施設等についても協議申請の際に優先順位付けを行うこととなったもの
 - ・優先順位を付す際の指標については国通知により示されたことから、当該通知に従い、優先順位を決定することとする
- 「令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」令和6年1月9日付こども家庭庁成育局長通知（抜粋）

優先順位を付す際の指標

申請自治体内における整備事業においては、以下の指標を参考に優先順位を付すとともに、障害児施設等においては、当該都道府県並びに市町村の第2期障害児福祉計画に位置づけられているか及び「障害児施設等において留意すべき事項について」との整合性が保たれているかを確認されたい。

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改築、老朽化による改築等）を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域（水防法第十四条）等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 障害児施設等においては、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- タ 児童福祉施設等においては、別に定める「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いもの

(参考) 地域子育て支援拠点事業所に係る評価基準算定要領

【地域子育て支援拠点事業所】

地域子育て支援拠点事業所 ①+②+③

- ①基本ポイント
- ②開所日数
- ③開所時間等

[補足]

②「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

③「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)に定める加算の有無により、ポイントの高い方を利用する。(ただし開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く)

(13)地域子育て支援拠点事業所

事 項	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
①基本ポイント	木材利用あり	木材利用なし									
②開所日数	週7日 ※1		週6日		週5日		週4日	週3日			左記以外
③開所時間等 ※2	8時間以上 又は加算事業の実施		7時間		6時間		5時間				実施なし

※1 「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

※2 「開所時間等」は、当該施設が何時間開所しているか、または「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)に定める加算事業の実施の有無により、ポイントの高い方を利用する。(ただし「②開所日数」で開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所は除く)

○各整備区分ごとの算定方法

地域子育て支援拠点事業所	①+②+③	※ 30ポイント満点
--------------	-------	------------

※国の評価基準算定要領は施設種別ごとに設定されているが、各施設種別とも最大ポイントが30ポイントとなっており、施設種別を跨いで比較が可能

審議事項才

次世代育成支援対策施設整備交付金（児童福祉施設等）（令和6年度当初分）の国庫補助協議について

子育て王国課

令和6年度次世代育成支援対策施設整備交付金の国庫協議にあたり、「次世代育成支援対策施設整備費補助金の評価算定要領」に基づき下記のとおり申請することについて、審議をお願いします。

記

【協議案件】地域子育て支援拠点事業所 1件

優先順位	評価ポイント	設置主体	施設名	工事区分	整備予定地	構造	対象経費の実出費予定額 (R6)	負担額 (R6 工事分：80%)	
								国費	市費
1	22/30	米子市	子育てひろば支援センター（仮）	改築	米子市博労町4丁目289番地ほか	鉄骨二階建	41,188千円	8,144千円	33,044千円

完成予定：令和6年10月 開所予定：令和7年1月

【整備の概要】

米子市が運営している東保育園を移転し、令和7年4月に東こども園（仮）（幼保連携型認定こども園）を創設するにあたり、現在テナント利用により運営している地域子育て支援拠点事業所を移転し、東こども園（仮）へ併設する。

本整備は2年間の計画で行われる予定であり、令和5年度分の国申請（工事進捗率20%分）を行い採択済だが、令和6年度（工事進捗率残り80%分）について、今回より協議の優先順位をつけた上で国へ事前協議を行うもの。

【令和6年度協議申請に係る優先順位付けについて】

児童福祉施設等については、「評価基準算定要領」により算定したポイントの高いものを優先し申請することとなっている。

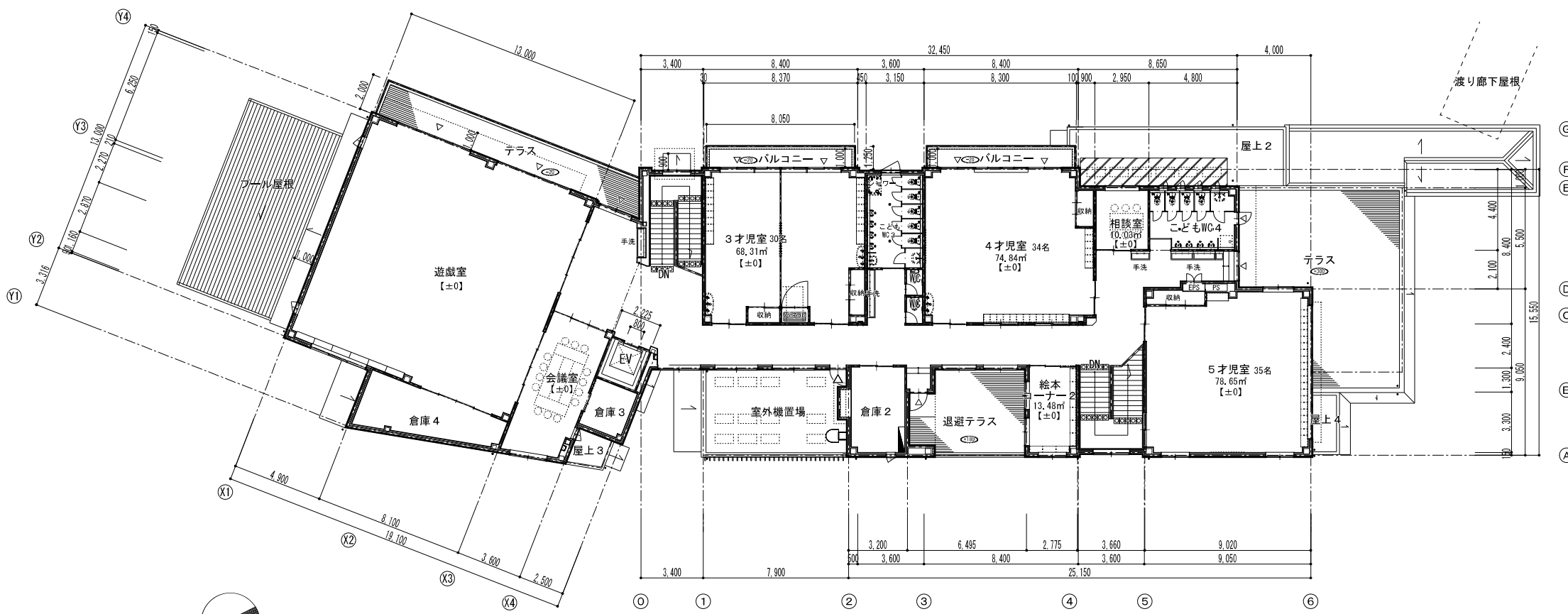
<「評価基準算定要領」による地域子育て支援拠点事業所のポイント算定方法>

地域子育て支援拠点事業所 ①+②+③

- ① 基本ポイント … 木材利用あり:10ポイント、なし:9ポイント。
 - ② 開所日数※ … 週7日開所:10ポイント、週6日開所:8ポイント、週5日開所:6ポイント
 - ③ 開所時間等 … 8時間以上:10ポイント、7時間以上:8ポイント、6時間以上:6ポイント
- ※「開所日数」のうち、評価ポイント表の「週7日」には、祝日・年末年始のみ閉所している場合も含む。

⇒上記の算定方法により、米子市のポイントは22/30となる。

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	事項	事項	事項	ポイント合計
				事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	事項内容 ポイント	
地域子育て支援拠点事業所	子育てひろば支援センター（仮）	米子市	改築	基本ポイント	開所日数	開所時間	22/30
				木材利用あり	週5日	6時間	
				10	6	6	



有効面積表 (室仕上内法面積 ※家具スペースは除く)

①	②	③	④	⑤	⑥
室名	有効面積	定員	m ² /1人	③×④	②>⑤
5才児室	69.48	35人	1.98	69.30	OK
4才児室	67.35	34人	1.98	67.32	OK
3才児室	61.08	30人	1.98	59.40	OK
2才児室	49.37	24人	1.98	47.52	OK
1才児室	60.64	18人	3.3	59.40	OK
0才児室	36.92	9人	3.3	29.70	OK

階段
 踏面(mm) 275
 蹴上(mm) 階高さ3700/24段 = 154
 備考 両側手摺、各踏面ノンスリップ、点字シート設置

凡例
 令114条2項防火上主要な間仕切壁を示す。
 一般部:強化PBT21×2 (両面)
 E V部:強化:強化PBT21×2 (片面)

備考 主要出入口 有効800以上

委託建築士事務所	1級建築士事務所 鳥取県知事登録 第03-323号	代表者	管理建築士	製図	米子市 都市整備部宮緒課	工事名	米子市東こども園(仮称)新築建築主体工事	図番	A-16
設計者(管理建築士)	1級建築士 大臣登録 第216192号 浦川 英敏					図名	1階・2階 平面図	月日	2023年 3月 日
								縮尺	S = 1:200 A2:100% A3:71%